

## ○宗像市文化芸術振興条例

平成 21 年 12 月 24 日

条例第 35 号

私たちのまち、宗像市は、福岡市と北九州市の両政令都市の中間に位置し、交通アクセスの良い田園住宅都市であり、玄界灘に面した白砂青松のさつき松原、弧を描いた美しい海岸線や島々、市内を貫流し大地を潤す釣川、四塚に連なる山々など、豊かな自然と景観に恵まれた住みよいまちです。

いにしえより、中国大陸や朝鮮半島を結ぶ航路が開かれ、航海術に長けた「宗像人」は、大陸との交流を重ね、豊かな歴史と文化芸術を育んできました。

このように多様な文化芸術は、今も脈々と流れ、私たちの文化芸術活動に活かされています。これらの文化芸術を見つめなおし、活用し、新しい価値を創出して発展させるとともに継承することは、市民等が心豊かに生活をするための糧となり、ひいては市民等相互の連帯感をつくり出し、共に生きる社会の礎となるものです。

また、文化芸術は、教育、福祉、健康、医療、観光等の幅広い分野にも波及していく可能性を有しています。

私たちは、文化芸術が持つ力を宗像市の政策に取り入れ、文化芸術の振興を通じて総合的なまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念や施策の基本となる事項を定め、市民等、民間団体等及び市が果たすべき役割を明確にすることにより、文化芸術活動を促進し、文化芸術によるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 美術、音楽、写真、演劇、舞踊その他の芸術、伝統芸能及び地域の伝統又は生活に根ざした文化並びに文化財等をいう。
- (2) 文化財等 有形及び無形の文化財並びにその保存技術をいう。
- (3) 文化芸術活動 文化芸術の鑑賞、創造及び継承活動をいう。
- (4) 市民等 市内に居住、通勤及び通学する者並びに市内を活動の場とする個人をいう。
- (5) 民間団体等 市民活動団体、企業、学校等をいう。

### (基本理念)

第 3 条 文化芸術を創造し、及び享受することは人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、すべての市民等が文化芸術活動に親しめる環境整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、及びその能力が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術は、市民等の生活に潤いと豊かさをもたらすだけでなく、教育、福祉、健康及び医療の充実、さらに観光産業等の地域経済の活性化、市のイメージ向上につながる力を有するものであることを踏まえ、今後のまちづくりに文化芸術の力が活かされなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、地域固有の伝統芸能、伝統芸術、文化財等の保存、活用及び継承が図られなければならない。

### (市民等の役割)

第 4 条 市民等は、自らが文化芸術活動又は文化芸術によるまちづくりの主体又は担い手となり、相互に協調して文化芸術活動に進んで参加するものとする。

### (民間団体等の役割)

第 5 条 民間団体等は、地域社会の一員として文化芸術活動及び文化芸術によるまちづくりの一翼を担っていることを自覚し、自らの文化芸術活動はもとより、市民等の文化芸術活動の支援を積極的に行うものとする。

(市の責務)

第 6 条 市は、第 3 条に定める基本理念に基づき、市民等及び民間団体等による文化芸術活動を促進するための環境整備を行うものとする。

2 市は、文化芸術によるまちづくりを行うために、市民等及び民間団体等の文化芸術活動の総合調整の役割を担うものとする。

3 市は、文化芸術の振興に関する施策や事業を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(文化芸術振興ビジョン)

第 7 条 市は、文化芸術の振興に係る施策を総合的に推進するため、宗像市文化芸術振興ビジョン(以下「振興ビジョン」という。)を策定する。

2 市は、振興ビジョンを策定しようとするときは、宗像市市民文化・芸術活動審議会の意見を聴かななければならない。

3 振興ビジョンは、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 広範な領域にわたる文化芸術の振興に資するための施策及び事業の指針

(2) 市民等、民間団体等及び市と多様な主体との文化芸術に関する協働の指針

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○宗像市市民文化・芸術活動審議会規則

平成 20 年 12 月 22 日

規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成 15 年宗像市条例第 21 号)により設置された宗像市市民文化・芸術活動審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宗像市教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 文化関係団体を代表する者
- (3) 市民代表

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、市民協働部市民活動推進課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

## 宗像市市民文化・芸術活動審議会委員名簿

区分	氏名	所属・役職
知識経験を有する者	井上 豊久	福岡教育大学教授
知識経験を有する者	古賀 弥生	アートサポートふくおか代表
知識経験を有する者	森 弘子	市文化財審議会委員
知識経験を有する者	井口 幸久	西日本新聞社文化部長 ※H21.3.24～H21.9.30
知識経験を有する者	上別府 保慶	西日本新聞社文化部長 ※H21.10.1～.
知識経験を有する者	山勢 善江	日本赤十字九州国際看護大学准教授
知識経験を有する者	大方 優子	東海大学福岡短期大学講師
知識経験を有する者	久家 房子	南郷小学校校長
文化関係団体の代表	森山 英明	市総合公園管理公社副理事長
文化関係団体の代表	花田 喜八郎	宗像市文化協会会長
文化関係団体の代表	賀久 好裕	宗像市文化協会理事
文化関係団体の代表	林 容子	NPO法人コラボむなかた代表
文化関係団体の代表	橋口 良子	リズムミック教室代表
市民代表	人見 理恵	市民公募
市民代表	太田 可愛	市民公募
市民代表	重住 千寿香	市民公募

任期(平成21年3月24日～平成23年3月23日)

## 宗像市市民文化・芸術活動審議会部会及び分科会名簿

### 【起草部会】

区分	氏名	所属・役職
知識経験を有する者	井上 豊久	福岡教育大学教授
知識経験を有する者	古賀 弥生	アートサポートふくおか代表
文化関係団体の代表	森山 英明	市総合公園管理公社副理事長
市民代表	人見 理恵	市民公募
市民代表	太田 可愛	市民公募

### 【第1分科会】

区分	氏名	所属・役職
知識経験を有する者	井上 豊久	福岡教育大学教授
知識経験を有する者	古賀 弥生	アートサポートふくおか代表
文化関係団体の代表	森山 英明	市総合公園管理公社副理事長
市民代表	人見 理恵	市民公募
市民代表	太田 可愛	市民公募
文化関係団体の代表	花田 喜八郎	宗像市文化協会会長
文化関係団体の代表	賀久 好裕	宗像市文化協会理事
文化関係団体の代表	林 容子	NPO法人コラボむなかた代表
市民代表	重住 千寿香	市民公募

【第2分科会】

区分	氏名	所属・役職
知識経験を有する者	井上 豊久	福岡教育大学教授
知識経験を有する者	古賀 弥生	アートサポートふくおか代表
文化関係団体の代表	森山 英明	市総合公園管理公社副理事長
市民代表	人見 理恵	市民公募
市民代表	太田 可愛	市民公募
文化関係団体の代表	橋口 良子	リズムミック教室代表
知識経験を有する者	山勢 善江	日本赤十字九州国際看護大学准教授
知識経験を有する者	久家 房子	南郷小学校校長

【第3分科会】

区分	氏名	所属・役職
知識経験を有する者	井上 豊久	福岡教育大学教授
知識経験を有する者	古賀 弥生	アートサポートふくおか代表
文化関係団体の代表	森山 英明	市総合公園管理公社副理事長
市民代表	人見 理恵	市民公募
市民代表	太田 可愛	市民公募
知識経験を有する者	森 弘子	市文化財審議会委員
知識経験を有する者	上別府 保慶	西日本新聞社文化部長 ※H21.10.1～.
知識経験を有する者	大方 優子	東海大学福岡短期大学講師

## 宗像市市民文化・芸術活動審議会の審議経過

### 【宗像市市民文化芸術活動審議会】

※第1回から第3回までは宗像市文化芸術振興条例について審議した

#### 第4回 宗像市市民文化芸術活動審議会

日時：平成21年10月26日（月）13時～15時

場所：宗像市役所

内容：宗像市文化・芸術活動審議会委員の異動と新委員の委嘱状の交付について  
宗像市文化芸術振興ビジョン（仮称）に関する現状と課題について

#### 第5回 宗像市市民文化芸術活動審議会

日時：平成21年12月15日（火）14時～16時

場所：宗像市役所

内容：宗像市文化振興ビジョン（仮称）のテーマ・柱立てについて  
宗像市文化芸術振興ビジョン策定の推進体制について

#### 第6回 宗像市市民文化芸術活動審議会

日時：平成22年7月2日（金）10時～12時

場所：メイトム宗像

内容：宗像市文化芸術振興ビジョンの骨子案について  
文化振興基金について

#### 第7回 宗像市市民文化芸術活動審議会

日時：平成22年10月4日（月）13時～15時

場所：メイトム宗像

内容：文化振興基金事業案について  
宗像市文化芸術振興ビジョンの内容について

#### 第8回 宗像市市民文化芸術活動審議会

日時：平成22年11月9日（水）

場所：メイトム宗像

内容：ビジョン答申について

【宗像市市民文化芸術活動審議会起草部会】

※第1回から第5回までは宗像市文化芸術振興条例について作業した

第5回 宗像市市民文化芸術活動審議会起草部会

日時：平成22年9月28日（月）10時～12時

場所：宗像市役所

内容：宗像市文化芸術振興ビジョン（仮称）策定の進め方について  
宗像市文化芸術振興ビジョン（仮称）の構成について

第6回 宗像市市民文化芸術活動審議会起草部会

日時：平成21年11月16日（月）15時～17時

場所：宗像市役所

内容：宗像市市民文化芸術振興ビジョン（仮称）のテーマ・柱立てについて  
拡大起草部会（仮称）の委員の構成について

第7回 宗像市市民文化芸術活動審議会起草部会

日時：平成22年3月15日（月）10時～12時

場所：メイトム宗像

内容：各分科会の「今後の文化振興施策の指針」に関する内容の整理について

第8回 宗像市市民文化芸術活動審議会起草部会

日時：平成22年4月27日（火）9時30分～12時

場所：メイトム宗像

内容：宗像市文化芸術振興ビジョン（仮）骨子案について  
今後の文化振興施策の方針について

第9回 宗像市市民文化芸術活動審議会起草部会

日時：平成22年5月25日（火）9時30分～12時

場所：メイトム宗像

内容：文化振興ビジョン骨子案の検討について

第10回 宗像市市民文化芸術活動審議会起草部会

日時：平成22年7月9日（金）9時30分～12時

場所：メイトム宗像

内容：文化振興基金について  
現行の人づくりでまちづくり補助金について  
文化振興基金でどのような事業を行うか

第11回 宗像市市民文化芸術活動審議会起草部会

日時：平成22年7月29日（木）15時～17時



場所：メイトム宗像

内容：分科会より提案された重点事業のスケジュールについて  
文化振興基金を財源に実施する重点事業の検討

第12回 宗像市市民文化芸術活動審議会起草部会

日時：平成22年8月26日（木）13時～17時

場所：メイトム宗像

内容：10月4日全体会での審議内容について  
文化振興基金果実を財源とした文化振興事業実施について  
ビジョンの構成イメージとスケジュールについて

第13回 宗像市市民文化芸術活動審議会起草部会

日時：9月27日（月）10時～12時

場所：メイトム宗像

内容：基金事業案の内容について  
ビジョン全体の内容について（10月4日資料の作りこみ）

第14回 宗像市市民文化芸術活動審議会起草部会

日時：平成22年10月25日（月）15時～17時

場所：メイトム宗像

内容：ビジョン答申案について

#### 【宗像市市民文化芸術活動審議会第1分科会】

第1回 宗像市市民文化芸術活動審議会第1分科会

日時：平成22年1月13日（水）14時～16時

場所：宗像市役所

内容：文化芸術振興ビジョン構成におけるテーマ・柱立ての内容について

第2回 宗像市市民文化芸術活動審議会第1分科会

日時：平成22年3月17日（水）10時～12時

場所：メイトム宗像

内容：基金について  
文化活動の実態からみたつくり手への支援の方策  
団塊の世代を文化活動の担い手として巻き込む方策  
プロではない一般市民による文化ボランティアの促進について  
宗像ユリックスの果たす役割について  
文化振興ビジョンで示す「将来像」について

### 【宗像市市民文化芸術活動審議会第2分科会】

第1回 宗像市市民文化芸術活動審議会第2分科会

日時：平成22年1月18日（月）10時～12時

場所：宗像市役所

内容：文化芸術振興ビジョン構成におけるテーマ・柱立ての内容について

第2回 宗像市市民文化芸術活動審議会第2分科会

日時：平成22年3月23日（火）10時～12時

場所：メイトム宗像

内容：文化活動者のネットワーク形成について

文化芸術について常に語り合う場（サロン）について

文化芸術に関する専門的な推進機関（文化振興財団）について

芸術家派遣の仕組みについて

文化芸術と他の領域とをつなぐ活動（コラボレーション）の具体例について

### 【宗像市市民文化芸術活動審議会第3分科会】

第1回 宗像市市民文化芸術活動審議会第3分科会

日時：平成22年1月26日（火）10時～12時

場所：宗像市役所

内容：文化芸術振興ビジョン構成におけるテーマ・柱立ての内容について

第2回 宗像市市民文化芸術活動審議会第3分科会

日時：平成22年4月12日（月）15時30分～17時

場所：メイトム宗像

内容：基金について

文化芸術を通じた国際交流・都市間交流・地域間交流の具体例

新たな地域文化資源の創出の例

文化振興ビジョンで示す「将来像」について